

開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ

横浜市では、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」といいます。）」により、開発行為や、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合に、次のような手続を定めています。

【条例で定める開発事業に関する手続】

- 1 開発事業を行おうとする開発事業者による開発事業の構想の周知
- 2 開発事業の構想に対する地域住民等のみなさまからの意見聴取
- 3 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

このたび、次の 1 の開発事業の区域において開発事業を行いますので、条例の規定により、当該開発事業の構想について、地域住民等のみなさまに周知いたします。

開発事業の構想について御意見がありましたら、3 及び 6 のとおり意見書を提出ください。

※ 御意見を提出できるのは、盛土又は切土に関する工事等についてです。開発事業区域内の土地の利用や、予定される建築物又は特定工作物に関する事項について御意見の提出はできませんので、留意してください。

なお、この用紙では、条例の手続の流れや、開発事業の構想に対する意見の提出方法、開発事業者から横浜市に提出された書類及び図面の縦覧・閲覧の方法等について御案内していますので、御覧ください。

1 開発事業の区域、番号及び問合せ先

開発事業の区域の所在地（地番）		
開発事業受付番号		第 号
開発事業の構想 についての問合せ先 （戸別訪問の訪問者）	氏名	
	電話	
	E-mail	

2 行った戸別訪問についてのお知らせ（訪問した日時等）

☐	年 月 日 時頃に、御説明ために訪問しましたが、ご不在でしたので、周知資料一式（意見書の様式を含む。）を投かんしました。また、日を改めて訪問します。 なお、開発事業の構想について御意見がある場合は、意見書を提出ください（3 を参照。）。
☐	年 月 日 時頃に、御説明ために、改めて 2 回目 の訪問をしましたが、御不在でしたので、日を改めて訪問します。 なお、開発事業の構想について御意見がある場合は、意見書を提出ください（3 を参照。）。
☐	年 月 日 時頃に、御説明ために、改めて 3 回目 の訪問をしましたが、御不在でしたので、御説明に代えて、既に投かんした周知資料一式を <u>ご確認ください</u> 。 なお、開発事業の構想について御意見がある場合は、意見書を提出ください（3 を参照。）

※ 15m 範囲外に居住又は所在する周知対象者にこの用紙を送付する場合は、上記の欄は記入しません。

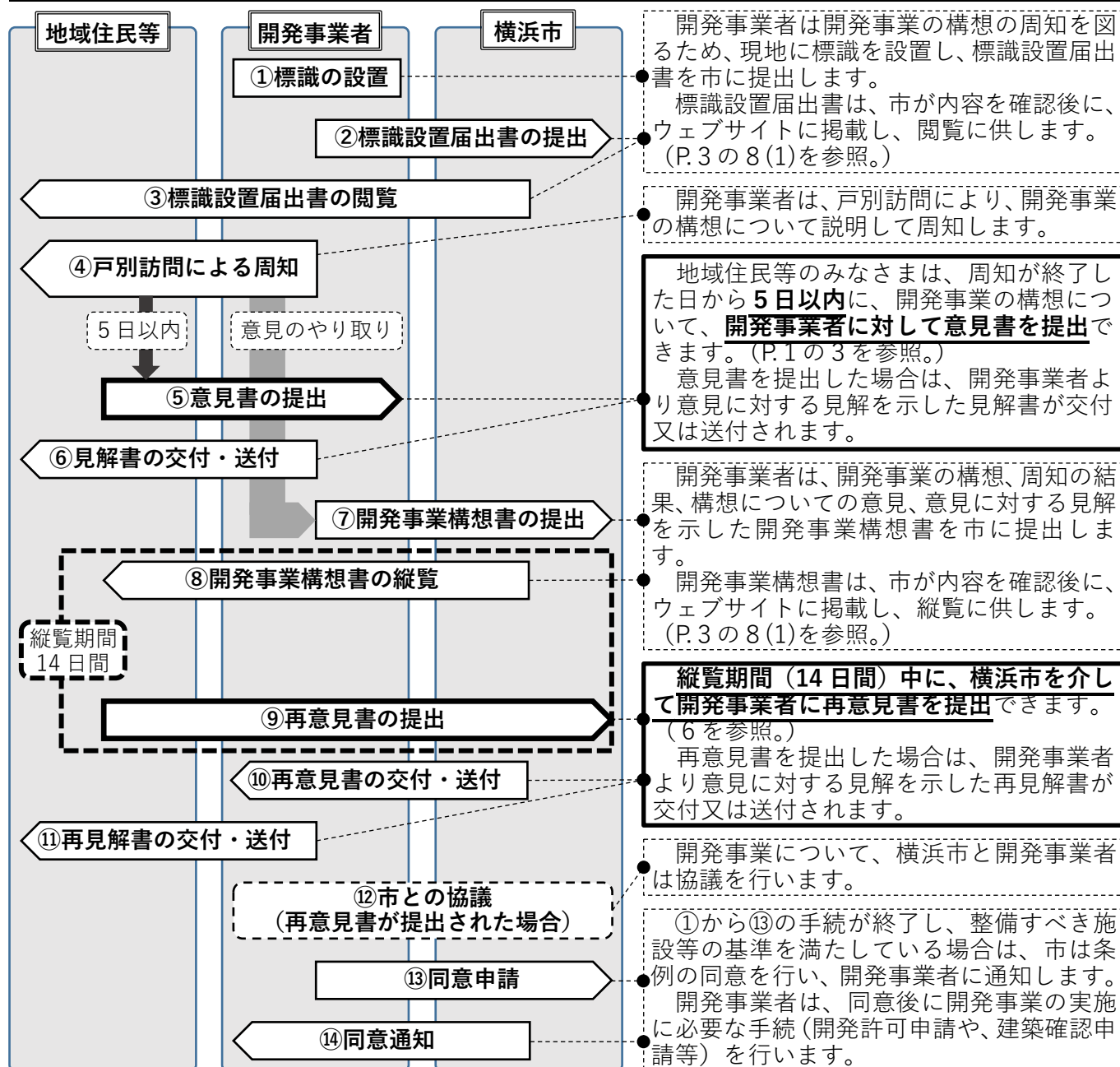
3 意見書の提出（※開発事業者に提出します。）

提出期限		年 月 日まで ※ 周知が終了した日の翌日から起算して 5 日以内に意見書が提出できます。 ※ 国内から郵送・信書便により送付する場合は、当日消印有効です。
提出方法		① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信
提出先	住所・氏名	〒
	E-mail	
意見の対象		盛土又は切土に関する工事等について御意見を提出できます。
留意事項		※ 意見書には、1 の「受付番号」又は「開発事業の区域の所在地（地番）」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 意見書の様式は、P. 3 の 8 (2) のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。

4 条例上の周知対象者と周知方法

周知対象者 (地域住民等の定義)	- 開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者 - 開発事業区域が含まれる地域まちづくり計画（建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール等）の運営団体
選択した周知方法	戸別訪問による説明（不在の場合は3回まで訪問が必要です。また、15m範囲外に居住又は所在する周知対象者には資料送付による周知が可能です。）

5 条例の手続の流れ



6 再意見書の提出（※横浜市に提出し、横浜市より開発事業者に交付・送付します。）

提出期間	開発事業構想書の縦覧期間（14日間）中
提出方法	① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信 ③ 横浜市電子申請・届出システムの使用（P.3の8(1)のウェブサイトよりアクセスできます。）
提出先	横浜市の担当部署（P.3の9を参照。）
意見の対象	盛土又は切土に関する工事等について御意見を提出できます。
留意事項	※ 縦覧期間、P.3の8(1)のウェブサイト又は現地の標識にて確認できます。 ※ 再意見書には、P.1の1の「受付番号」又は「開発事業の所在地（地番）」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 再意見書の様式は、P.3の8(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。

7 見解書・再見解書の交付・送付方法

意見書又は再意見書を提出した場合は、次のいずれかの方法により開発事業者より見解書又は再意見書が交付又は送付されます。

交付・送付 方法	① 手渡し ② 郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）に投かん ③ 郵便・信書便により送付 ④ 電子メールでの送信
-------------	---

8 条例の手續に関するウェブサイト

(1) 標識設置届出書、開発事業構想書等（開発事業に関する書類等）を縦覧・閲覧できる横浜市管理のウェブサイト

アドレス：<https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 市庁舎2階のよこはま建築情報センター（開庁日時：8：45～17：00（横浜市の休日を除く。））に上記ウェブサイトを閲覧できる端末を設置しています。

(2) 条例の案内について掲載した横浜市のウェブサイト

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 意見書・再意見書の様式をダウンロードできます。

9 横浜市の担当部署・問い合わせ先（再意見書の提出先）

手續の担当部署・問合せ先及び再意見書の提出先は次のとおり（チェックされた担当部署）です。

該当 に☑	担当部署		電話番号	再意見書の提出先	
				E-mail	所在地
☐	建築局 宅地審査課 指導担当	北東部 （緑、青葉、都筑、鶴見、西、 中、港北）	045-671-4516 045-671-4518	kc-taku-iken @city.yokohama.lg.jp	〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
☐		南西部 （港南、磯子、金沢、戸塚、栄、 南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉、神 奈川）	045-671-4515 045-671-4517		
☐	建築局 調整区域課 指導担当		045-671-4521	kc-chou-iken @city.yokohama.lg.jp	横浜市役所 25 階
☐	建築局 情報相談課 中高層担当		045-671-2350	kc- jschukoso @city.yokohama.lg.jp	

（注意）

この用紙は、横浜市が作成した様式を使用して、開発事業者が配布するものです。